

東日本電信電話株式会社
北海道事業部

北海道との「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」の締結について

北海道（北海道知事 鈴木 直道、以下「北海道」）と東日本電信電話株式会社 北海道事業部（北海道事業部長 阿部 隆、以下「NTT東日本」）は、大規模災害時に備え「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」を締結しました。

本協定は、地震、大雨等の大規模自然災害の発生に伴い、広範囲の通信障害が発生した場合において、相互の連携強化により、通信障害の早期復旧を実現し、地域の皆さまの生活の早期安定を図ることを目的としています。

本協定の締結に基づき、NTT東日本は北海道との連携を一層強化し、更なる災害対応力の向上を図ることで、通信手段の早期復旧、提供に努めていくとともに、地域の防災力向上に取り組んでまいります。

1. 締結した協定

協定の名称：大規模災害時における相互協力に関する基本協定

2. 本協定の内容

(1) 災害発生時の情報共有

通信障害情報や地域の被害状況等について、相互に必要な情報の共有を図る。

(2) 施設・敷地・資機材等の資源提供

災害活動等に関する作業の実施にあたり、双方が所有する施設・敷地・資機材等について相互に協力を図る。

(3) 通信障害復旧作業の支援（概要は別紙のとおり）

通信設備に接近した樹木・土砂等の障害物及び道路上に倒壊した通信設備等について、NTT東日本は北海道による除去作業支援を要請できる。

3. 締結日

2021年8月31日（火）

NTT東日本が北海道へ要請できる通信障害復旧作業の支援の概要

大規模災害時において、NTT東日本が自らだけでは対応が困難な場合（作業員が不足している場合や重機・車両等の資機材が不足している場合）に、北海道へ支援を要請するものである。

目的	ケース	従来の考え方	協定による考え方
通信障害復旧作業に障害物となる樹木・土砂などの除去作業	 <p>道路上にある通信設備に掛かる倒木などを除去する。</p> <p>道路 道路外</p>	通信設備に掛かる倒木などの除去は危険を伴うため、NTT東日本が実施。	NTT東日本において除去作業の支援が必要な場合、 北海道へ要請し、 NTT東日本が安全確認を行ったうえで 北海道が除去作業を支援。 NTT東日本が実施 + 北海道が支援
道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業	 <p>道路上に倒れた通信設備などを除去する。</p> <p>道路</p>	道路上に倒れた通信設備の除去は危険を伴うため、NTT東日本が実施。	NTT東日本において除去作業の支援が必要な場合、 北海道へ要請し、 NTT東日本が安全確認を行ったうえで 北海道が除去作業を支援。 NTT東日本が実施 + 北海道が支援